（小金井市保育課☎042-387-9846）

育児休業（産前・産後休業）中の利用申請にかかる確認書

記入日　　年　　月　　日

申請者（保護者）名

育児休業（産前・産後休業）中（取得予定を含む）に申請される方は以下の事項を確認し、該当事項の□にチェックをしてください。

本確認書は、入所希望月の属する年度ごとにご提出ください。

申請年度	令和　　年度

【育児休業延長の許容について】	
□はい □いいえ	申請の結果、利用保留（入所待機）となった場合、育児休業期間の延長を許容することができる。 **※「はい」にチェックをした場合、利用調整における調整指数に影響があります。必ず、「令和9年度保育施設等入所案内」のP9をご確認ください。**

【全員共通】	
□	**提出された書類は返却できません。必ず提出する前にコピーしておいてください。** 電子申請の場合は、送信完了メールを保管しておいてください。
□	基準日（4月1日入所申請の場合は同年1月1日、年度途中の入所申請の場合は入所希望月の前月の1日）時点において育休（産休）中で申請をした方は、**①利用開始月の翌月１日までに育休（産休）を終了し復職すること、②育休・産休を取得している就労先に利用開始日時点で在籍していること**が条件です。
□	復職とは、育休（産休）取得前と同じ契約（勤務先・就労日数・就労時間等）で復帰して就労することを意味します。復職できなくなった場合や勤務条件が変更となった場合は、**入園の取消し又は無効な申請**となりますのでご注意ください。 なお、契約を変えずに勤務先の育児短時間制度等を利用して復職することは問題ありません。
□	終了していただく必要のある育児休業には、当該児童以外のものも含まれます。 例えば、下の子の育休中で、上の子のみ保育園の利用を開始する場合は、下の子の育休を終了し復職しなければなりません。

【派遣社員として就労している方】	
□	育休（産休）取得前と異なる就労状況（就労日数・就労時間等）で復職した場合、又は、提出した就労証明書に記載された派遣元に復職しない場合は、**入園の取消し又は無効な申請**となりますのでご注意ください。 詳しくは、「令和９年度保育施設等入所案内」のP8をご参照ください。